

更衣設備・休養室等に関する第4回検討会までの議論の整理(案)

(1) 更衣設備、シャワー設備について

- 更衣設備（ロッカー、更衣室、衣服の保管場所など）のうち、更衣室の機能は、女性の職場環境を確保する上で重要である。事務所衛生基準規則で規定すべきかどうかは別として、更衣室を設けるなら安全な利用やプライバシーの確保が必要である。
- 更衣室は、必ずしも事務所衛生基準規則に規定する被服の汚染や湿潤のためでなく、制服への着替えなどの日常を念頭において使われていることも多く、休憩室と本来の更衣室の間の機能が期待されている。
- 更衣設備、シャワー設備については、事務作業で制服を廃止する動きなどあり、また、業態によってもニーズが様々である。事務所衛生基準規則にこれらに関し付加的な規定を設けることは、事業場の選択肢を少なくすることにつながる。

(2) 休憩設備について

- 事務所衛生基準規則では設けるよう努めることとされ、義務付けられてはいないが、多くの事務所で設置され利用されている状況にある。
- スペースや備えられている機器には幅があり、使用実態もさまざまである。
- スペースが狭いなどの労働者からの意見は、利用人数が多いことにもよると考えられるが、スペースや機器の改善に当たっては、事業場による自主的な取組が期待される。

(3) 休養室・休養所について

- 事務所衛生基準規則では、一定規模以上の事務所に対し、男性用と女性用にそれぞれ設けることが求められている。専用のものである運用は、使用頻度が少ない実態や、事務所統合等による要否の変更などを考えると事業場への負担は大きい。
- 診療所や病院の機能が以前より充実し、体調が悪い労働者は早めに帰宅させるなど労務管理が変化したことから、長時間に及ぶ休養ではなくあくまでも体調不良者を一時的に休ませ回復させるための機能となっている。
- 使用頻度は少ないとしても、横になって休む必要がある人はいるため、休養室を設けることは重要である。
- 休養室の利用に当たっては、適切な管理が必要である一方、過剰な管理により利用しにくくなるという問題も生ずるため、プライバシー保護をどこまで優先するかがポイント。想定される利用者によっても異なる。

(4) その他